

## 新規の欧州規則

ヤニック・ルモワーニュ  
CSTB EU評価認証開発担当部長

## 新規の欧州規則

**グローバルな目的：**

**広範囲な欧州市場における製品の自由な移動を改善する**

**すべての国において同じく実施  
(これ以上の変更はしない)**

# 製品の自由な移動のための 規則

## 欧州製品規則

規則2報と決定1件（2008年8月13日）：

- EC規則番号764/2008

他の加盟国で大々的に販売される製品への一部の国内技術規則の適用手続きを規定

（合わせて、決定3052/95/ECの廃止）

- EC規則番号765/2008

製品販売のための認可、市場監視に関する規定

- 決定番号768/2008/EC

製品販売のための共通枠組みを決定

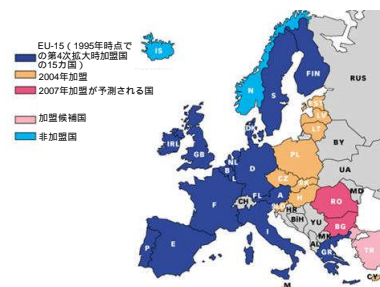
（合わせて、理事会決定93/465/EECの廃止）

**EC規則番号764/2008**  
**他の加盟国で大々的に販売される製品への一部**  
**の国内技術規則の適用手続きを規定**  
**(合わせて、決定3052/95/ECの廃止)**

**適用：2009年5月13日**

**他の加盟国で大々的に販売される製品への一部の国内技術規則**  
**の適用手続きを規定**  
**(合わせて、決定3052/95/ECの廃止)**

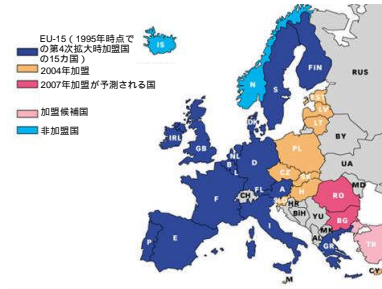
- **加盟国が自由な移動を妨げる決定を行う際の規定と手順**
- ✓ **技術規定（法律、規則またはその他の行政規定）に基づき行った行政上の決定事項に適用**
  - 関連する技術情報に対する認識
  - 当該分野について認可を受けた適合性評価機関が発行する証明書や試験報告書に対する認識
- ✓ **技術規定適用の必要性を評価**
- ✓ **加盟国は、年に1回ECに対して通知や決定事項について報告するものとする**
- ✓ **ECはEC調和法の対象ではない製品の限定的リストを提供するものとする**



**明確に宣言した目的：**

- 物品の自由な移動を向上させることにより内部の市場機能を強化する

- 加盟国に製品問合せ窓口を設置する
- ✓ 経済担当者または当局の依頼により無料で、15日以内に加盟国にて以下を提供する
  - 特定の製品に適用される技術規定
  - 管轄当局の窓口の詳細
  - 紛争の際の救済策
- ✓ ECは問合せ窓口リストを公表する
- ✓ ECは問合せ窓口と当局との情報交換用にテレマティック(通信・情報技術)ネットワークを設立する場合がある



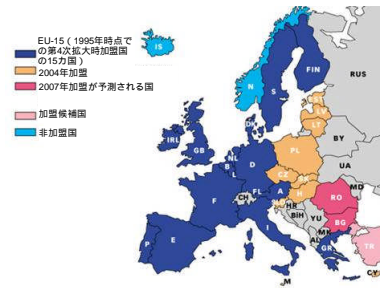
**EC規則番号765/2008**

**製品販売のための認可、  
市場監視に関する規定**  
(合わせて、規則EEC番号339/93を廃止)

**適用：2010年1月1日**

• 適合性評価機関の認証設立と運用に関する規定

- ✓ 認証：義務または任意、強制または適合性評価以外
- ✓ 認証機関は1国1機関
- ✓ 適合性評価機関の認証：加盟国の決定、認証でない場合には、加盟国は文書によって能力に関する証拠を提出すること
- ✓ 国立認証機関の要件：ユーロ認証インフラストラクチャーによる仲間同士の評価

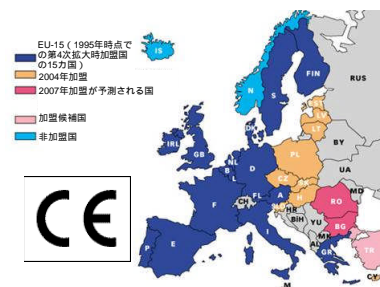


一般的なユーロ利書の狙いを認識

- EC財務として適格な認証調整業務

• 公共の利益を高度に保護する要件を満たしていることを確認する上で、製品の市場調査の枠組み

- ✓ EC調和法に基づく製品
- ✓ 加盟国は市場調査を組織し、実施する  
(健康または安全性を危険にさらすか、不適合な製品は、撤去されるか、市場での入手が禁止または制限される)
- ✓ 加盟国は通信・調整の仕組みを制定する  
(調査業務に関する相互の情報交換)
- ✓ 当局は、リスクに応じて国家の措置を取る
- ✓ CEマーキングの一般原則：取り付けのために関連するEC調和法に設定されたすべての要件への適合を示す



加盟国：

- 抵触行為に適用される経済担当者への罰則についてルールを規定

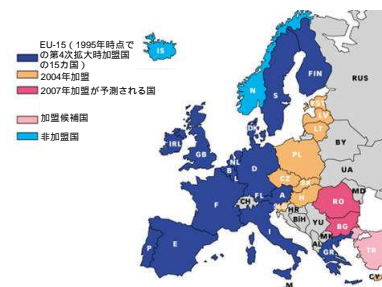
## 決定番号768/2008/EC

### 製品販売のための共通枠組みを決定 (合わせて、理事会決定93/465/EECの廃止)

適用：特定の調和法採択後  
(建築製品に関する規制(2011年7月?))

### 製品販売のための共通枠組みを決定 (合わせて、理事会決定93/465/EECの廃止)

- 特定の調和EC法の策定の原理・規定を設定
- 経済担当者は市場に導入された製品はすべての適用法を遵守したものであることに責任を負う：
  - ✓ 適合性評価手順 (モジュールの定義)
    - 特注・小型のシリーズについては軽減手順
  - ✓ すべての情報を記載したメーカーによる単一の適合性宣言書の要件



明確に宣言した目的：

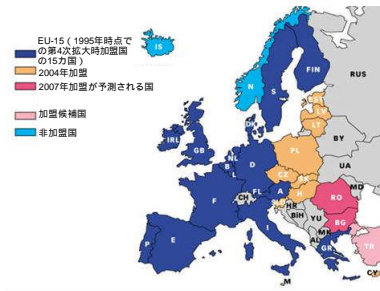
- 公共の利益保護
- 必須要件の設定

● **経済担当者の義務**

✓ **メーカー、その認可した代理人、輸入業者および流通業者に関わる**

- 全者：(マーキングを含め)要件の適合性を確認する
- 全者：問合せデータを公表する
- 全者：加盟国が分かりやすい言語で情報・指示を提供する
- 全者：製品のトレーサビリティ、特定
- 輸入業者または流通業者：要件の製品適合性を損なってはならない

✓ **自己の名義・商標で、製品を改良して市場に製品を導入する輸入業者または流通業者**  
⇒ **製造業者の義務が適用される**



● **製品に関して信頼できる指導および安全性情報を提供する法的義務**

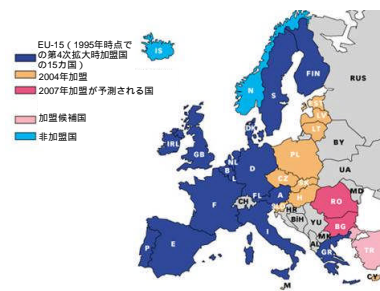
✓ **製品適合性の評価と宣言およびそのCEマーキングに関する規定**

✓ **適合性評価機関の通知に関する規定**

- 当局に関わる要件
- 届出局に関わる要件  
認証済組織内機関の場合
- 通知手順

✓ **届出局の運用義務**  
(届出局間での体験やコーディネートに関する情報交換)

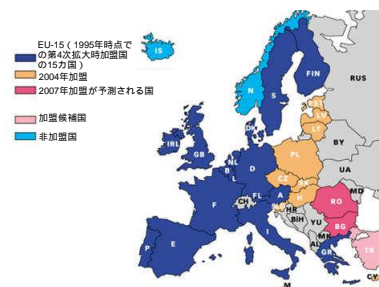
✓ **防護対策手順**



# 建築製品に関する 規制プロジェクト

# 建築製品に関する 規制プロジェクト

- 必須特性およびCEマーキング使用に関わる建築製品の性能の表現方法に関する規定
- ✓ CEマーキングには性能の宣言が必要。CEマーキングとは、宣言した性能への適合性を意味する
- ✓ 調和技術規格参照のこと
  - 調和基準または欧州技術評価
  - 中小零細企業または個人が製造した製品については、特定の技術文書
- ✓ HTS（ハイスループットスクリーニング）が利用可能で、必須特性について国の要件が存在する場合には、CEマーキングは必須
- ✓ 評価機関に関する要件
  - （技術評価機関または適合性評価機関）
  - （技術評価機関の仲間同士の評価）



### 調和技術規格：

- 基本義務要件（7BWR）に関する建築製品の必須特性を規定